法　律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年四月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第二十八号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和三年十月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附　則

この法律は、令和三年五月一日から施行する。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　　義偉

省　令

○総務省令第五十一号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月三十日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～16　略］	［2～16　同上］
17　法別表第一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	17　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　資金決済に関する法律第四十一条第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	四　資金決済に関する法律第四十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
［五～九　略］	［五～九　同上］
［18～179　略］	［18～179　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

○厚生労働省令第九十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項第六号及び第二項、第五十九条の二の二第三号並びに第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第四十九条の三　法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。第四十九条の五第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。）	（新設）
第四十九条の四　法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに前条第十一号に掲げる事項とする。	**第四十九条の四**　法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項とする。
第四十九条の五　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第四十九条の五**　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別	（新設）